

国頭村立奥小学校 学校いじめ防止基本方針

I 基本方針策定の目的、基本理念、いじめの定義等

1 目的

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条及び沖縄県いじめ防止基本方針に則り、国頭村奥小学校に通う児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし、策定した。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、全教職員の共通理解の基、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

(1) いじめに関する基本的認識

- ①いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ②嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が被害も加害も経験することがある。
- ③はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする存在もいる。

(2) 「いじめ」の判断

- ①「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つ。
- ②「いじめ」には、様々な態様があること。（本人が否定する。本人が気付いていない）
- ③けんかやふざけも、いじめに該当するか判断する。
- ④「いじめ」の認知は、校内いじめ対策委員会で行う。（職員個々で判断しない）

いじめ行為	具体的な態様
・からかい	冷やかす、うわさする、あざ笑う、嫌なあだ名を言う、無視する等
・仲間はずれ	返事をしない、一緒に遊ばない、無視をされる等
・いやがらせ	落書きする、物を隠す、プロレスごっこ、使い走り等
・おどし	お金や物をとる、物を売り付ける、無理におごらせる等
・暴力	殴る、蹴る、リンチする、遊びに見せかけて乱暴する等
・誹謗中傷	インターネット等で誹謗中傷を受ける等
・性的いたずら	

※犯罪行為と認められる場合は、速やかに警察と連携した対応を行う。

II いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校におけるいじめの防止等のための校内組織

(1) 校内いじめ対策委員会

①構成員

校長、教頭、当該学級担任、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。

但し、小規模校である本校の実態から、基本的には、全職員で対応する。

(必要に応じて、関係機関・専門家を入れる)

②開催

職員朝会（学校生活アンケート報告）やケース会議をもってこれに充てる。

但し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

③活動

ア 未然防止の取組

イ いじめの早期発見に関する事（アンケート、教育相談等）

ウ 年間計画の作成・実行・検証・修正（P D C Aサイクル）

エ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）

オ いじめ事案に対する対応に関する事（いじめの認定、対応、関係機関との連携等）

カ 重大事態への対応

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめ未然防止のための取組

①「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

②学級経営の充実（自己存在感を与える。分かる・できる授業の推進）

③道徳教育の充実（自他の生命尊重、人間性豊かな心の育成）

④相談体制の充実（担任・他の職員、S S W・S C・教育相談員との連携）

⑤警察署による「いじめ防止教室」または「サイバー犯罪防止対策」の実施

(2) 早期発見の取組（※些細な事案でも取り上げる。）

①学校生活アンケート・・・毎月実施し、職員全体でアンケート結果を共有する。

②教育相談週間（ハートウィーク）を学期1回実施する。（6月、10月、2月）

③報告・通報・情報共有・記録の徹底（発見者→管理職→校内いじめ対策委員会）

※いつ、どこで、誰が、何を、どのように等を正確に把握する（推測を入れない）

(3) いじめ事案への対応

- ・被害者の立場に立って進める。
- ・迅速に詳細を確認する。
- ・いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけでもない。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。※この場合でも「いじめ」として報告する。

被害者への対応

- ・被害者（知らせた人を含む）の安全を確保し、徹底的に守り通す。
- ・信頼できる人（友人、教員、家族等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

被害保護者への対応

- ・窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・家庭訪問等を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

加害者への対応（支援を含む）

- ・事情を確認する

- ・いじめは人格を傷つける(生命、身体又は財産を脅かす)行為であることを認識させ、自らの行為の責任を負わせる。
- ・カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・事案によっては、出席停止や警察との連携を含め、毅然とした態度で対応する。

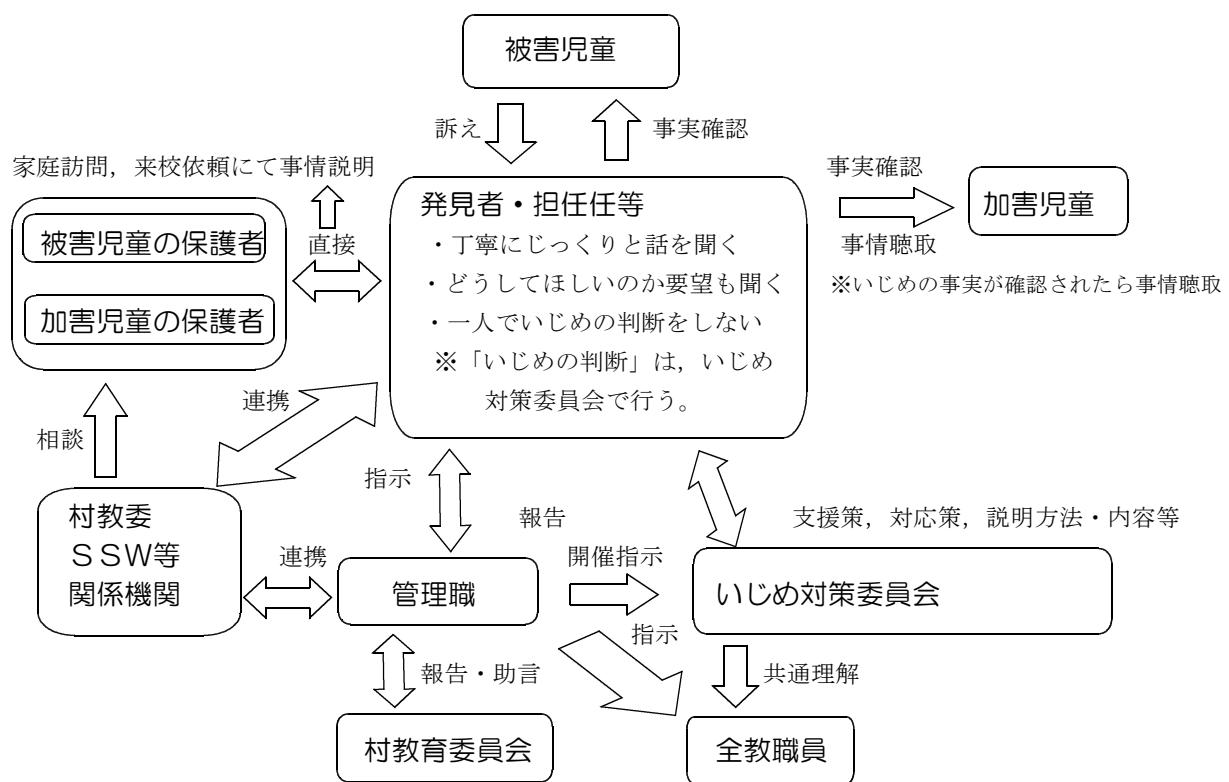
いじめをはやし立てる児童への対応

- ・自分の問題として考えさせ、いじめを受けている児童の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気付かせ、人権意識を育む。

※関係機関との連携

- ・犯罪行為、又は児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

いじめ発生対応図



(4) 年間計画

- ・学校いじめ防止基本方針の読み合わせ（全職員：4月）
- ・学校評価アンケート（全児童、保護者、教職員：7月・12月）
- ・学校生活アンケート（いじめの項目を含む 全児童：毎月）
- ・「いじめ防止教室」又は「サイバー犯罪防止対策」（全児童：調整中）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し→改訂→次年度引き継ぎ→HP掲載

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - イ) 心身に重大な障害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ア) 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合も学校の判断で重大事態と認識
- ③ その他の場合
 - ア) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 重大事態の調査結果の情報提供及び報告

重大事態が発生した場合（学校が「いじめの結果ではない」と考えられる場合も含む）は、次の対処を行う。

- ① 国頭村教育委員会への報告（重大な被害の可能性があれば名護警察署へ援助要請）
- ② 重大事態の調査（調査の主体を学校にするかは教育委員会が決定）
 - ・アンケート実施前に被害保護者へ承諾を得る。
 - ・児童への面談は、毎回複数名で聞き取りを行う。
- ③ 国頭村教育委員会の調査に対しては、必要な資料の提供など、全面的に協力する。
- ④ 調査結果の情報提供及び報告
 - ・被害児童・保護者へ報告
 - ・教育委員会と通して首長へ報告